

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

12月及び1月における診療(調剤)報酬請求書等の早期提出について(お願い)

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、診療(調剤)報酬請求書等の提出につきましては、沖縄基金だよりの第413号「平成20年度の診療(調剤)報酬請求書等の受付について」によりお知らせしているところです。12月及び1月については下記のとおりであります。12月については、業務処理を円滑にとり進め、確実な支払業務を行うため、早期提出いただきますようご協力をお願いします。

ご多忙中誠に恐縮に存じますが特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

受付相談日	受付締切日	受付時間
12月9日(火)	12月10日(水)	9時～17時
1月9日(金)	1月10日(土)	

診療報酬等請求書の取り繕い等について(お知らせ)

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旧様式の取り繕いについては、平成20年9月30日付け厚生労働省告示第465号において、請求省令の一部改正が行われ、同告示に「この告示の制定前に使用されていたこの告示に規定する様式に相当する様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。」と規定されたところです。

つきましては、旧様式の取り繕い及び診療報酬請求書等の編てつ方法について下記のとおり対応したいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 診療報酬等請求書の取り繕い

旧様式については、各区分の「01(政)」を「01(協会)」に訂正することなく読み替えることとします。

2 診療報酬請求書等の編てつ方法

診療報酬明細書等については、別紙「診療報酬請求書等の編てつ方法」のとおり診療報酬請求書等の各レセプト区分の「01」区分に、新証分(8桁)の上部に旧証分(4桁)をとりまとめて編てつされるようお願いいたします。

